

証券コード 6467
2021年6月2日

株主の皆さまへ

京都府京田辺市薪北町田13番地
株式会社 ニチダイ
代表取締役社長 伊藤直紀

第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日は、後記のとおり新型コロナウイルス感染症への対応策を会場にて実施する予定ではございますが、感染拡大防止の観点から、書面による議決権行使の活用もご検討ください。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月22日（火曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月23日（水曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 京都府京田辺市田辺中央4丁目3番地3
京田辺市商工会館C I Kビル4階 キララホール（受付1階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第54期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第54期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.nichidai.jp>）に掲載させていただきます。

本年は株主総会ご出席者へのご来場記念品の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

当社第54期定時株主総会における、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内させていただきます。

株主の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

【当社の対応について】

- ・株主総会の運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・受付ほか会場内各所に、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・株主総会の議事について、例年よりも円滑な進行となる方法を検討しております。
- ・株主様の質問用マイクの消毒を徹底いたします。
- ・本株主総会会場において、感染予防のため、株主様の座席を例年よりも間隔をあけて配置いたします。
- ・今後の感染拡大の状況次第では、株主の皆さまの安全を第一に考え、やむを得ず議事進行に変更が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

【株主様へのお願い】

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれも無理をなされませぬようお願いいたします。
- ・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ・株主総会の議決権は、書面によっても行使することができますので、是非ご利用をご検討ください。

【ご来場される株主様へのお願い】

- ・受付において、非接触式体温計にて検温させていただきます。体調不良とお見受けした方には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・会場におきましては、アルコール消毒液の利用とマスクの着用について、ご協力をお願いいたします。

なお、今後の状況によっては、上記の内容を変更する場合がございますので、適宜当社ウェブサイト (<https://www.nichidai.jp>) をご確認くださいませに存じます。

以上

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における、当社グループの主要顧客業界である日系自動車産業では、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済活動の制限などにより、上半期の自動車販売台数は著しく停滞いたしました。地域により差は生じているものの、下半期に入り自動車販売台数が増加し、日系自動車メーカーの生産台数も回復傾向となりました。

一方、新型コロナウイルス感染拡大は、引き続き経済活動に影響を及ぼしており、世界経済は依然先行き不透明な状況が続いております。さらに自動車産業においては、半導体供給不足による生産の停滞が顕著になってきており、大きな懸念材料となっております。

このような状況のなか、ネットシェイプ事業では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う自動車産業の不振により、通期の売上高は前年同期比減となったものの、金型部門が下半期以降回復傾向となり、第4四半期の売上高はほぼ前年と同水準となりました。以上の結果、ネットシェイプ事業の売上高は50億2千万円（前年同期比30.6%減）となりました。

アッセンブリ事業についても、ネットシェイプ事業同様、低水準で推移したものの、下半期から国内のターボチャージャー部品の売上高が回復傾向となりました。その結果、アッセンブリ事業の売上高は34億9千4百万円（前年同期比33.7%減）となりました。

フィルタ事業に関しては、自動車産業向け以外の用途を主としており年間を通じて好調に推移したことから、売上高は23億8百万円（前年同期比1.7%増）となりました。

以上の結果、連結売上高は108億2千3百万円（前年同期比26.7%減）となりました。

損益面におきましては、ネットシェイプ事業、アッセンブリ事業の業績に新型コロナウイルス感染拡大の影響が生じたものの、下半期以降の自動車産業の回復に伴い売上高が増加傾向になったことにより、第4四半期に関しては全事業で経常利益を計上いたしました。その結果、営業損失3億3千9百万円（前年同期は7億1千2百万円の営業利益）、経常損失1億7千3百万円（前年同期は7億4千3百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失1億7千万円（前年同期は4億7千7百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は4億6千6百万円であり、その主なものはネットシェイプ事業用設備の更新等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資等の所要資金は、借入金、自己資金及びファイナンス・リース契約により充当いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第51期 (2017年度)	第52期 (2018年度)	第53期 (2019年度)	第54期 (当連結会計年度) (2020年度)
受 注 高 (百万円)	16,018	17,489	14,117	10,859
売 上 高 (百万円)	15,248	17,416	14,774	10,823
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	778	1,417	743	△173
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)	522	968	477	△170
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	57円71銭	106円99銭	52円76銭	△18円86銭
総 資 産 (百万円)	16,151	17,183	16,384	15,656
純 資 産 (百万円)	11,228	12,037	12,600	12,169
1株当たり純資産額	1,123円97銭	1,205円60銭	1,253円69銭	1,217円26銭

(注) 第52期より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を適用しており、第51期の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ニチダイフィルタ株式会社	30,000千円	100.0%	各種ろ過装置及び金属ろ過材料の開発・製造・販売
THAI SINTERED MESH CO.,LTD.	90,000千バーツ	67.3% (33.3%)	焼結金属フィルタの製造・販売
NICHIDAI(THAILAND)LTD.	333,340千バーツ	75.0%	精密部品の組立及び製造・販売
NICHIDAI U.S.A. CORPORATION	200千ドル	100.0%	精密鍛造金型の販売
NICHIDAI ASIA CO.,LTD.	4,500千バーツ	46.7%	精密鍛造金型の販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社5社であります。
2. 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の主要顧客業界である日系自動車産業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により大幅に低迷いたしました。2020年後半からの需要回復により、地域による格差はあるものの、世界の自動車販売台数はほぼ感染拡大前の水準まで回復しております。

一方、新型コロナウイルス感染症は各国の社会や経済活動に大きな影響を及ぼしており、収束時期については依然見通せない状況にあります。その影響の大きさは計り知れないものがあり、収束後には、従来とは異なる、事業活動、働き方のあり方を模索する必要が生じております。

また、このような状況のなか、電動化等の次世代自動車に向けた技術開発トレンドが加速しており、産業構造の変革を見据えた研究開発や新規市場開拓の動きが重要なものになってきております。

当社グループでは、大きく変動する経営環境を考慮しながら、次の3つの挑戦を引き続き中期経営計画の戦略課題として認識し推進してまいります。

① 既存事業強靱化への挑戦

イ. 他社の追随を許さない技術力構築

当社グループでは、精密鍛造金型に関する技術開発のみならず、その周辺装置の開発や研究開発用プレス機の積極的導入などにより、精密鍛造をコア技術として磨き上げ、自動車産業に貢献してきました。引き続き、精密鍛造金型における高精度の追求や周辺装置となる閉塞ダイセットの技術力の向上などにより、ニッチトップを維持してまいります。

また、ネットシェイプ事業とアッセンブリ事業とのシナジー効果の創出を目的に、精密鍛造技術を活かしたターボチャージャー部品向けの構成部品の供給に取り組んでまいります。

ロ. さらなるQDCの改善

自動車産業が成熟し大きな成長が期待できないなか、各事業における生産拠点の効率化が課題となっております。そのため、原価低減の着実な取り組みの実施及びQDC（品質・納期・コスト）に関わる各種KPI（重要業績評価指標）の達成を図ってまいります。

② 次世代への挑戦

イ. 海外事業のさらなる進化

当社グループでは、海外比率を向上させる施策を推進しており、全事業の生産拠点をタイに置き、そのなかで、各事業で設備増強するなど、海外拠点のさらなる強化に取り組んでまいります。

また、このような背景のもと、ネットシェイプ事業の金型部門では、海外拠点の活用などにより、今後も成長が見込まれるインド、中国などの市場への展開策を推進してまいります。

ロ. 新規事業の立ち上げ

自動車産業では、電動化に向けた動きが加速しており、自動車部品に対する新たなニーズが生じてきております。

当社グループでは、こうした業界動向を見据え、当社の得意分野である精密鍛造技術の領域拡大を図ってまいりました。その一環で新規事業開発を担う部門を設立し、これまで開発を進めてきた圧延と鍛造を組み合わせた新工法などの事業化に取り組んでまいります。

また、ネットシェイプ事業の精密鍛造品部門で生産しているスクロール鍛造品に関しては、カーエアコン用電動コンプレッサーに搭載される機種が増加しております。当社グループでは、この需要の増加を機会ととらえ、用途に合わせた技術開発を進めるとともに、収益向上に結び付ける施策を推進してまいります。

③ 働きがいのある職場への挑戦

イ. 自己実現を果たせる環境

経営環境の大きな変化に対応するため、当社グループでは、既存の需要領域を確実にとらえるだけでなく、失敗を恐れず果敢に挑戦する社員のマインドの変革が必要になると考えております。そのため、社員がより挑戦できる人事制度の設計及び会社風土の醸成に取り組んでまいります。

ロ. 働きやすさの充実

新型コロナウイルス感染拡大は、デジタル技術の活用や働き方の多様化など、社会のあり方を大きく変えるきっかけとなっております。

当社グループでも、情報技術の活用等による生産性向上や、働き方や価値観の多様化に伴う、社員の志向も踏まえた社員満足度向上に取り組んでまいりました。以上のような大きな環境変化も考慮しながら、引き続き課題として対処してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

精密金型の開発・製造・販売
精密鍛造品及びその関連する成形品の開発・製造・販売
各種ろ過装置及び金属ろ過材料の開発・製造・販売
精密部品の組立及び開発・製造・販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

《当社》

本 社：京都府京田辺市新北町田13番地
営 業 所：熊 谷 営 業 所 (埼玉県熊谷市)
 浜 松 営 業 所 (浜松市中区)
 名 古 屋 営 業 所 (名古屋市名東区)
 京 都 営 業 所 (京都府綴喜郡宇治田原町)
 岡 山 営 業 所 (岡山市北区)
 熊 本 営 業 所 (熊本市東区)
工 場：宇 治 田 原 工 場 (京都府綴喜郡宇治田原町)
 京 田 辺 工 場 (京都府京田辺市)

《ニチダイフィルタ株式会社》

本 社：京都府綴喜郡宇治田原町禅定寺塩谷14番地
工 場：宇 治 田 原 工 場 (京都府綴喜郡宇治田原町)

《THAI SINTERED MESH CO.,LTD.》

本社・工場：Saha Group Industrial Park, 99/8 Moo 5,
Tambol Pasak, Amphur Muang Lamphun 51000 Thailand

《NICHIDAI(THAILAND)LTD.》

本社・工場：700/882 Moo 5 Tb. Nhongkakha
Ap. Phanthong Chonburi 20160 Thailand

《NICHIDAI ASIA CO.,LTD.》

本 社 700/882 Moo 5 Tb. Nhongkakha
Ap. Phanthong Chonburi 20160 Thailand

《NICHIDAI U.S.A. CORPORATION》

本 社：15630 E State Route 12 Unit 4 Findlay OH 45840-9743,USA

(7) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
666名	16名減

(注) 従業員数には、臨時雇用者(期中平均7名)は含んでおりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
374名	4名減	39.2歳	14.7年

(注) 従業員数には、臨時雇用者(期中平均5名)は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額(千円)
株式会社三菱UFJ銀行	573,668
株式会社京都銀行	400,024
株式会社みずほ銀行	287,568
日本生命保険相互会社	100,000

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 15,500,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 9,053,300株 |
| (3) 株主数 | 4,468名 |
| (4) 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
有 限 会 社 ジ ャ ス ト	885	9.78
田 中 克 尚	477	5.27
ニ チ ダ イ 従 業 員 持 株 会	401	4.43
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	287	3.17
中 棹 知 子	282	3.12
古 屋 啓 子	252	2.79
永 井 詳 二	225	2.49
京 都 中 央 信 用 金 庫	220	2.43
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	217	2.40
大 阪 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	154	1.70

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (2,066株) を控除して計算しております。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。

3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	古 屋 元 伸	執行役員
取締役副社長	伊 藤 直 紀	執行役員 管理統括本部長 経営企画室長
取 締 役	伊 藤 正 人	執行役員 ネットシェイプ事業統括本部長 ネットシェイプ事業統括本部 生産本部長 ネットシェイプ事業統括本部 技術開発本部長
取締役(常勤監査等委員)	渡 部 敏 成	
取締役(監査等委員)	陰 地 弘 和	公認会計士・税理士 陰地弘和会計事務所所長
取締役(監査等委員)	竹 田 千 穂	弁護士 弁護士法人三宅法律事務所 パートナー 京阪神ビルディング株式会社 監査役

- (注) 1. 2020年6月23日開催の第53期定時株主総会において、竹田千穂氏が取締役(監査等委員)に選任され、就任いたしました。
2. 取締役(監査等委員)陰地弘和氏及び取締役(監査等委員)竹田千穂氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
社外取締役の兼職先と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 当社は、取締役(監査等委員)陰地弘和氏及び取締役(監査等委員)竹田千穂氏を、独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、渡部敏成氏、陰地弘和氏及び竹田千穂氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 取締役(監査等委員を除く)、執行役員からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門との連携を強化し、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を高めるため、渡部敏成氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 取締役(監査等委員)陰地弘和氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 辻寛和氏は、2020年6月23日開催の第53期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役(監査等委員を除く)を退任いたしました。
8. 真田尚美氏は、2020年6月23日開催の第53期定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役を辞任いたしました。

9. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
執 行 役 員	雨 崎 裕 司	ネットシェイプ事業統括本部 営業本部長
執 行 役 員	井 上 悦 男	アッセンブリ事業本部長 NICHIDAI(THAILAND)LTD.社長
執 行 役 員	山 根 隆 義	管理統括本部 管理本部長

10. 2021年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏 名	地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	
	変 更 前	変 更 後
古 屋 元 伸 伊 藤 直 紀	代表取締役社長執行役員 取締役副社長執行役員 管理統括本部長 経営企画室長	代表取締役会長 代表取締役社長執行役員

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定しております。

取締役（監査等委員を除く）の報酬は、短期的な業績に連動した報酬ではなく、中長期的な視点で業務執行を可能とすることを基本方針とし、職責の重要度や貢献度により算定する固定報酬と、会社業績（営業利益、経常利益などを総合的に考慮します。）とそれぞれの取締役の役割や職務執行状況に連動する業績連動報酬に分けて支給します。

業績連動報酬は固定報酬及び業績連動報酬の合計額の5分の1を超えない額に設定します。固定報酬は毎月支給し、業績連動報酬は年1回支給します。

また、監査等委員である取締役の報酬は業績に連動せず、監査等委員会の協議により決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第48期定時株主総会において年額400,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第48期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の報酬等の額については、株主総会で決定した報酬総額、取締役会で決定した基本方針の範囲内で、取締役会の委任を受けた代表取締役社長執行役員古屋元伸が決定しております。当該権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、経営状況等を最も熟知し、総合的に取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。代表取締役社長が決定した個人別の報酬額については、監査等委員会が報告を受けて協議し、取締役会に提言することで、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	67,822	67,822	—	4
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	9,662	9,662	—	1
社外取締役(監査等委員)	7,200	7,200	—	3

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、2020年6月23日開催の第53期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く)1名、社外取締役(監査等委員)1名を含めております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
11頁の「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役の氏名等」に記載のとおりです。
- ② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役（監査等委員）陰地弘和	当事業年度に開催された取締役会には、13回開催中すべて、また監査等委員会には、15回開催中すべてに出席し、公認会計士として、企業会計に関する豊富な経験(学識・専門知識)を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待いたしていましたが、当社経営会議、取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
取締役（監査等委員）竹田千穂	2020年6月23日就任以降、取締役会には、10回開催中すべて、また監査等委員会には、11回開催中すべてに出席し、弁護士として、企業法務に関する豊富な経験(学識・専門知識)を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待いたしていましたが、当社経営会議、取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
- (2) 報酬等の額

	支 払 額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,500
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。

(1) 当社及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、経営基本方針に則った「行動規範」を制定し、当社取締役社長が役職者をはじめグループ会社全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と企業倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底します。
- ② 執行役員の業務執行について、取締役会及び監査等委員会は監督を行い、重要な事項については取締役会が意思決定を行います。
- ③ 監査等委員会及び内部監査室は連携し、当社グループのコンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無について、当社グループ各社の監査を順次実施するなど、監査体制の強化を図ります。
- ④ 当社グループの企業倫理、コンプライアンス及びリスク管理に関する重要課題と対応について執行役員会等で適切に審議します。また、組織横断的な各種会議体で、各組織におけるリスクの把握及び対応の方針と体制について審議し、決定を行います。
- ⑤ 当社グループのコンプライアンスの状況については、内部通報制度を含め、必要に応じて取締役会に報告する体制を構築します。
- ⑥ 反社会的勢力による不当要求に対しては、「行動規範」、「グループ倫理規程」に従い、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力及び団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整備します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会に関する文書、取締役会、執行役員会、経営会議、その他重要な会議に関する文書、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。）について、「文書管理規程」、「稟議規程」、「情報システム業務管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」等に則った保存、管理を行います。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」により、事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、この規程に則ったリスク管理体制を整備、構築します。当社グループ会社は、本規程を準用し、当社グループ会社取締役社長が統括管理を行います。
- ② 当社及び当社グループ会社のリスクを総括的に管理する部門を総務部とし、定期的に各部門内のリスクの評価を行い、改善を図ります。

③ 危機発生時には、「リスク管理規程」、マニュアル等に定められた手順に従い、情報収集を行い、重大な危機については対策本部を設置し、対応します。

(4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は執行役員制度を導入し、取締役会において、経営上の重要な意思決定を迅速に行い、職務執行の監督を行います。職務の執行は執行役員（取締役兼務者含む）が経営基本方針に基づき、役割を分担し効率的な執行ができる体制とします。

② 当社取締役会にて承認された当社グループの中期経営計画に基づき、執行役員（取締役兼務者含む）は、目標達成のために職務を執行し、取締役会はその進捗状況の管理を行います。

③ 事業部門を統括する執行役員等で構成された執行役員会を、定期的に又は必要に応じて開催し、当社取締役社長に委任された業務執行上の重要事項について決定を行います。

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社及び当社グループ会社が相互に協力し、企業グループとしての経営効率の向上に資することを目的として、必要な事項及びグループ会社に対する管理、指導、育成上の基本的な事項を定めた「関係会社管理規程」を制定し、運用を行います。

② 当社グループ会社の取締役社長は、自社の管理の進捗状況を定期的に経営会議等において報告します。

③ 当社グループ会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、「行動規範」に則ったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るため、当社グループ会社の取締役社長が統括管理します。

④ 監査等委員会と内部監査室は、当社グループ会社へのモニタリング、監査を強化することにより、グループ会社における適正な業務の運営を維持します。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査等委員会の職務を補助する「監査等委員会事務局」を設置し、監査等委員会事務局所属の使用人を配置します。

② 監査等委員会事務局の使用人は、兼任とするが複数を置き、監査等委員会の指示に従って、その監査職務の補助を行います。

③ 監査等委員会事務局の使用人の任命・異動・懲戒に際しては、予め監査等委員会委員長の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制とします。

- ④ 監査等委員会事務局の使用人が監査職務の補助を行う場合は、当該使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、他の取締役の指揮命令は受けません。

(7) 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が当社監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社及び当社グループ会社の取締役等及び使用人は、当社監査等委員会から業務執行について報告を求められた場合、又は当社グループに著しく影響を及ぼす重要事項、法令違反等の不正行為、重大な不当行為その他これに準ずる事実及びそのおそれのある事実を知った場合には、遅滞なく当社監査等委員会に報告します。
- ② 当社監査等委員が経営会議その他社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録、稟議書は、都度監査等委員に回覧します。
- ③ 当社グループの内部通報担当部門は、当社監査等委員会に内部通報の状況等について定期的に報告します。
- ④ 当社グループは、上記の報告を行った取締役等及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱を行うことを禁止します。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用の支払又はその償還については、監査等委員の請求等に従い円滑に行い得る体制とします。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社取締役社長は監査等委員会に定期的に参加し、監査等委員との間で意見や情報の交換ができる体制とします。
- ② 内部監査室は監査等委員との連絡会議を定期的に、また必要に応じて開催し、取締役等及び使用人の業務の適法性・妥当性について監査等委員会が報告を受けられることができる体制とします。
- ③ 監査等委員が会計監査人及び子会社の監査役と円滑に連携できる体制とします。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち主なものは、次のとおりであります。

当社は、当社グループの「経営理念」・「経営ビジョン」・「行動基準」・「行動規範」を定め、コンプライアンスに関する基本的な考え方、企業行動規範について、イントラネットへの掲載、ステートメントカード等の配布、教育等を通じて周知しております。

また、法令違反、不正行為等の未然防止及び早期発見を目的として、内部通報の窓口を内部監査室及び弁護士事務所に設置し、イントラネットへの掲載、教育等を通じて、内部通報制度の周知徹底を図っております。

当期は、階層教育の研修プログラムにコンプライアンス教育を組み込むなどして、コンプライアンス教育の充実を図りました。また、リスク管理規程に基づき、執行役員会にて当社リスクの更新を図り、新型コロナウイルス感染症への対応として、前期より設置した対策会議を適時開催し、当社グループ社員の安全確保と事業活動の継続に向けた対策を講じました。

当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員は6名(内3名は取締役兼務)で構成されております。執行役員会は、子会社社長も出席の上毎月開催され、意思決定の迅速化と業務執行の効率化に努めており、執行役員会で決議された事項は、速やかに取締役会に報告しております。

当社及び当社グループ会社に係るリスクに対しては、毎月開催される経営会議(当社及び当社グループ会社の役員等で構成)にて報告を行い、各社からの報告内容を取締役が確認するほか、重要な案件については、執行役員会に諮り審議しております。

取締役会は、監査等委員3名(内2名は社外取締役)を含む取締役6名で構成され、毎月開催される取締役会では、各議案についての審議、業務遂行の状況の監督を行い、同日開催される経営会議と併せ、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性が確保されております。

また、当社グループ会社に対しては、当社より役職員を派遣、出向、又は兼務させることに加え、経営会議にて当社グループ全体の業務執行の状況及び経営計画の進捗状況等を確認・協議しております。

これら重要な会議の開催にあたっては、WEB会議の利用を促進することで、職務執行の更なる効率化及び感染リスクの低減を図っております。

監査等委員は、取締役会、経営会議、各事業会議等の重要な会議への出席等を通じ、又は直接のヒアリングを通じて、取締役、執行役員及び部門責任者等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。

監査等委員会は、内部監査室が行った監査に関する報告を受けるとともに、内部監査室と日常的にコミュニケーションを図り、当社グループ全体で効果的な監査が実施可能な体制を構築しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,486,863	流 動 負 債	2,855,239
現金及び預金	3,432,547	買掛金	1,280,100
受取手形及び売掛金	2,527,242	1年内返済予定の長期借入金	762,592
電子記録債権	644,288	リース債務	20,682
商品及び製品	564,123	未払法人税等	55,858
仕掛品	780,390	賞与引当金	156,683
原材料及び貯蔵品	456,564	その他	579,323
その他	81,706		
固 定 資 産	7,169,398	固 定 負 債	631,747
有 形 固 定 資 産	6,054,209	長期借入金	598,668
建物及び構築物	1,793,862	リース債務	33,079
機械装置及び運搬具	1,446,503		
工具、器具及び備品	299,539		
土地	1,812,815		
リース資産	307,741		
建設仮勘定	393,745		
無 形 固 定 資 産	611,836	負 債 合 計	3,486,987
電話加入権	2,723	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	135,003	株 主 資 本	10,684,030
ソフトウェア仮勘定	474,109	資本金	1,429,921
投 資 其 他 の 資 産	503,353	資本剰余金	1,192,857
投資有価証券	28,769	利益剰余金	8,062,488
退職給付に係る資産	182,836	自己株式	△1,236
繰延税金資産	168,614	その他の包括利益累計額	333,685
その他	123,131	その他有価証券評価差額金	7,040
		為替換算調整勘定	290,912
		退職給付に係る調整累計額	35,732
		非支配株主持分	1,151,558
		純 資 産 合 計	12,169,274
資 産 合 計	15,656,262	負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,656,262

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,823,332
売上原価	9,213,799
売上総利益	1,609,532
販売費及び一般管理費	1,949,050
営業損	339,517
営業外収益	174,580
受取利息	7,319
受取配当金	413
受取保険金及び保険配当金	4,052
保険解約返戻金	903
助成金の収入	150,547
その他の収入	11,342
営業外費用	8,953
支払利息	7,027
為替差	40
その他の損失	1,884
経常損失	173,890
特別利益	3,431
固定資産売却益	3,431
特別損失	1,704
固定資産売却損	385
固定資産除却損	1,318
税金等調整前当期純損失	172,163
法人税、住民税及び事業税	112,005
法人税等調整額	△80,273
当期純損失	203,896
非支配株主に帰属する当期純損失	33,220
親会社株主に帰属する当期純損失	170,675

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,429,921	1,192,857	8,323,676	△1,236	10,945,218
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△90,512		△90,512
親会社株主に帰属する当期純損失			△170,675		△170,675
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△261,187	—	△261,187
当 期 末 残 高	1,429,921	1,192,857	8,062,488	△1,236	10,684,030

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	201	466,125	△64,079	402,248	1,253,360	12,600,826
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△90,512
親会社株主に帰属する当期純損失						△170,675
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,838	△175,212	99,811	△68,562	△101,802	△170,365
当 期 変 動 額 合 計	6,838	△175,212	99,811	△68,562	△101,802	△431,552
当 期 末 残 高	7,040	290,912	35,732	333,685	1,151,558	12,169,274

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5社
- ・主要な連結子会社の名称 ニチダイフィルタ株式会社
THAI SINTERED MESH CO.,LTD.
NICHIDAI(THAILAND)LTD.
NICHIDAI ASIA CO.,LTD.
NICHIDAI U.S.A. CORPORATION

② 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況
該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

該当事項はありません。

② 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社4社の事業年度の末日は12月31日であり、連結計算書類を作成するにあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結会計年度の末日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、国内連結子会社1社の事業年度の末日は3月31日であります。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

ロ. たな卸資産

- ・商品及び製品、仕掛品
金型

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- 精密鍛造品・
アッセンブリ品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- フィルタ

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ただし、焼結原板については移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- ・原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
 - ・貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 建物及び構築物 7年～50年
 機械装置及び運搬具 4年～10年
 - ロ. 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - ハ. リース資産 当社及び国内連結子会社はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しており、在外連結子会社については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ロ. 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、実際支給見込額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- 消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社は、税抜方式を採用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産とその対応債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	528,740千円
土地	1,488,224千円
計	2,016,965千円

(注) なお、上記の他在外連結子会社の電力料保証金として差し入れている定期預金が11,733千円あります。

② 担保資産に対応する債務

長期借入金（一年以内返済予定額を含む）	1,161,236千円
---------------------	-------------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 13,397,281千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	9,053,300株
------	------------

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,066株	－株	－株	2,066株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	90,512	10	2020年3月31日	2020年6月24日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	36,204	4	2021年3月31日	2021年6月24日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権にかかる顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式及び投資信託であり、上場株式及び投資信託については四半期ごとに時価の把握を行っております。

買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,432,547	3,432,547	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,527,242	2,527,242	—
(3) 電子記録債権	644,288	644,288	—
(4) 投資有価証券	28,769	28,769	—
(5) 買掛金	(1,280,100)	(1,280,100)	—
(6) 長期借入金（一年以内返済予定額を含む）	(1,361,260)	(1,360,358)	△901

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金並びに (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式及び投資信託は取引所の価格によっております。

(5) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金（一年以内返済予定額を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,217円26銭
(2) 1株当たり当期純損失	18円86銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

7. その他の注記

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響について、第1四半期は当社グループの主要顧客である日系自動車メーカーの工場稼働が停止するなど、経済活動が著しく停滞し大きな影響を受けておりましたが、第2四半期以降、本格的な回復には至っていないものの、徐々に回復してまいりました。

翌連結会計年度も緊急事態宣言の再々度における発令により、先行きを予測することは困難ですが、当社グループでは、現時点で入手可能な情報に基づき、翌連結会計年度以降につきましては当該感染症が拡大する前の水準に緩やかに回復していくものと仮定して、会計上の見積りを行っております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,062,426	流 動 負 債	2,275,989
現金及び預金	887,691	買掛金	951,525
受取手形	224,058	1年内返済予定の長期借入金	762,592
売掛金	1,295,589	リース債務	17,479
電子記録債権	473,175	未払り金	351,471
製材品	345,296	賞与引当金	9,155
仕掛品	135,761	その他の	134,183
貯蔵品	571,185		49,581
未収入金	42,579		
前払費用	54,099		
その他	9,943		
	23,044		
固 定 資 産	6,238,490	固 定 負 債	627,712
有 形 固 定 資 産	4,243,488	長期借入金	598,668
建物	1,089,132	リース債務	29,044
構築物	146,874		
機械及び装置	902,112		
車両運搬具	6,307		
工具、器具及び備品	122,358		
土地	1,632,394		
リース資産	301,040		
建設仮勘定	43,270		
無 形 固 定 資 産	581,415		
電話加入権	2,723		
ソフトウェア	117,806		
ソフトウェア仮勘定	460,885		
投 資 そ の 他 の 資 産	1,413,586		
投資有価証券	28,769		
関係会社株	969,746		
出資金	5		
前払年金費用	148,489		
保険積立金	52,201		
会費	40,150		
繰延税金資産	163,680		
その他	10,543		
資 産 合 計	10,300,916	負 債 合 計	2,903,702
		純 資 産 の 部	
		株主資本	7,390,173
		資本金	1,429,921
		資本剰余金	1,192,857
		資本準備金	1,192,857
		利益剰余金	4,768,632
		利益準備金	55,000
		その他利益剰余金	
		別途積立金	2,830,000
		繰越利益剰余金	1,883,632
		自己株式	△1,236
		評価・換算差額等	7,040
		その他有価証券評価差額金	7,040
		純 資 産 合 計	7,397,214
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,300,916

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,663,313
売上原価	5,899,493
売上総利益	763,819
販売費及び一般管理費	1,272,652
営業損	508,833
営業外収益	279,366
受取利息	304
受取配当金	57,165
保険解約返戻金	903
助成金	150,428
為替差益	10,467
受取ロイヤリティ	46,932
その他	13,164
営業外費用	8,685
支払利息	6,800
その他	1,884
経常損	238,152
特別利益	2,911
固定資産売却益	2,911
特別損失	650
固定資産除却損	650
税引前当期純損失	235,890
法人税、住民税及び事業税	7,874
法人税等調整額	△88,704
当期純損失	155,060

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本								自己株式	株主資本計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金計			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					
				別 積 立 金	途 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	1,429,921	1,192,857	1,192,857	55,000	2,830,000	2,129,204	5,014,204	△1,236	7,635,746	
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当						△90,512	△90,512		△90,512	
当 期 純 損 失						△155,060	△155,060		△155,060	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)										
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	△245,572	△245,572	—	△245,572	
当 期 末 残 高	1,429,921	1,192,857	1,192,857	55,000	2,830,000	1,883,632	4,768,632	△1,236	7,390,173	

残高及び変動事由	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	201	201	7,635,948
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△90,512
当 期 純 損 失			△155,060
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	6,838	6,838	6,838
当 期 変 動 額 合 計	6,838	6,838	△238,734
当 期 末 残 高	7,040	7,040	7,397,214

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------------------------------------|---|
| <p>① 子会社株式及び関連会社株式</p> | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| <p>② その他有価証券
・時価のあるもの</p> | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| <p>・時価のないもの</p> | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| <p>③ たな卸資産
・製品、仕掛品
 金型</p> | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |
| <p> 精密鍛造品・
 アッセンブリ品</p> | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |
| <p>・原材料</p> | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |
| <p>・貯蔵品</p> | 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|---------------------------|---|
| <p>① 有形固定資産（リース資産を除く）</p> | 定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 |
| | 建物 31年～50年 |
| | 機械及び装置 9年～10年 |
| <p>② 無形固定資産（リース資産を除く）</p> | 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 |
| <p>③ リース資産</p> | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|----------------|--|
| <p>① 貸倒引当金</p> | 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| <p>② 賞与引当金</p> | 従業員に対する賞与の支給に充てるため、実際支給見込額を計上しております。 |

- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。事業年度末において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過している場合は、超過額を前払年金費用として計上しております。
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる事項
- ① 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ② 消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産とその対応債務

① 担保に供している資産

建物	528,740千円
土地	1,488,224千円
計	2,016,965千円

② 担保資産に対応する債務

長期借入金（一年以内返済予定額を含む） 1,161,236千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 9,560,149千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	173,341千円
短期金銭債務	2,473千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	660,513千円
営業取引（支出分）	56,868千円
営業取引以外の取引（収入分）	105,778千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	2,066株	— 株	— 株	2,066株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	47,177千円
未払事業税	4,897千円
たな卸資産評価損	56,933千円
繰越欠損金	94,790千円
減損損失	20,999千円
その他	11,568千円
小計	236,365千円
評価性引当額	△24,143千円
合計	212,222千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△3,104千円
前払年金費用	△45,437千円
小計	△48,542千円

繰延税金資産の純額

163,680千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	NICHIDAI (THAILAND)LTD.	75.0	・ 役員の兼任	・ 当社製品の 販売 (注)	206,577	・ 売掛金	59,212
			・ 当社製品の 販売等	・ 受取ロイヤ リティー (注)	46,932	・ 未収入金	14,557

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 上記会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 817円26銭
(2) 1株当たり当期純損失 17円13銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響について、第1四半期は当社の主要顧客である日系自動車メーカーの工場稼働が停止するなど、経済活動が著しく停滞し大きな影響を受けておりましたが、第2四半期以降、本格的な回復には至っていないものの、徐々に回復してまいりました。

翌事業年度も緊急事態宣言の再々度における発令により、先行きを予測することは困難ではありますが、当社では、現時点で入手可能な情報に基づき、翌事業年度以降につきましては当該感染症が拡大する前の水準に緩やかに回復していくものと仮定して、会計上の見積りを行っております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社ニチダイ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三浦宏和 (印)
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 木戸脇美紀 (印)
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニチダイの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニチダイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社ニチダイ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三浦宏和 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木戸脇美紀 (印)
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニチダイの2020年4月1日から2021年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員その他使用人からその構築及び運用の状況等について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員その他使用人からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

株式会社ニチダイ 監査等委員会

常勤監査等委員 渡部敏成 ㊟

監査等委員 陰地弘和 ㊟

監査等委員 竹田千穂 ㊟

(注) 監査等委員陰地弘和氏及び竹田千穂氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び安定した配当の維持等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は36,204,936円となります。

また、中間配当金は見送りとさせていただきますので、年間配当金は1株につき金4円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、監査等委員会として異論はない旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	ふるやもと のぶ 古屋元伸 (1955年9月21日生) 再任	1998年3月 当社入社 1999年6月 当社取締役 2000年4月 当社営業本部長、営業企画室長 2001年6月 当社代表取締役副社長 2002年4月 当社代表取締役社長 2015年7月 当社代表取締役社長執行役員 2021年4月 当社代表取締役会長（現任）	133,100株
2	いとう なおき 伊藤直紀 (1982年10月19日生) 再任	2016年4月 当社入社 2017年4月 当社執行役員（現任） 当社経営企画室長 2019年6月 当社取締役副社長 2020年4月 当社管理統括本部長 2021年4月 当社代表取締役社長（現任）	16,000株
3	いとう まさと 伊藤正人 (1967年2月19日生) 再任	1985年4月 当社入社 2016年4月 当社執行役員（現任） 当社ネットシェイプ事業統括本部 生産本部長（現任） 2019年4月 当社ネットシェイプ事業統括本部長（現任） 2019年6月 当社取締役（現任） 2020年4月 当社ネットシェイプ事業統括本部 技術開発本部長（現任）	2,000株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
1	わた なべ とし なり 渡 部 敏 成 (1959年1月15日生) 再任	2012年4月 当社入社 2012年7月 当社内部監査室長 2019年4月 当社内部監査室 担当 2019年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）	800株
2	かげ ち ひろ かず 陰 地 弘 和 (1958年2月10日生) 再任	1982年10月 監査法人中央会計事務所 入所 1986年3月 公認会計士登録 2007年8月 公認会計士陰地弘和事務所 開設（現任） 2011年2月 税理士登録 2011年12月 陰地弘和税理士事務所 開設（現任） 2012年10月 兵庫県立大学 非常勤講師 2019年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）	300株
3	たけ だ ち ほ 竹 田 千 穂 (1973年2月9日生) 再任	2001年10月 弁護士登録（大阪弁護士会） 三宅法律事務所（現弁護士法人三宅法律事務所）入所 2016年5月 弁護士 弁護士法人三宅法律事務所 パートナー（現任） 2019年6月 京阪神ビルディング株式会社 監査役（現任） 2020年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）	一株

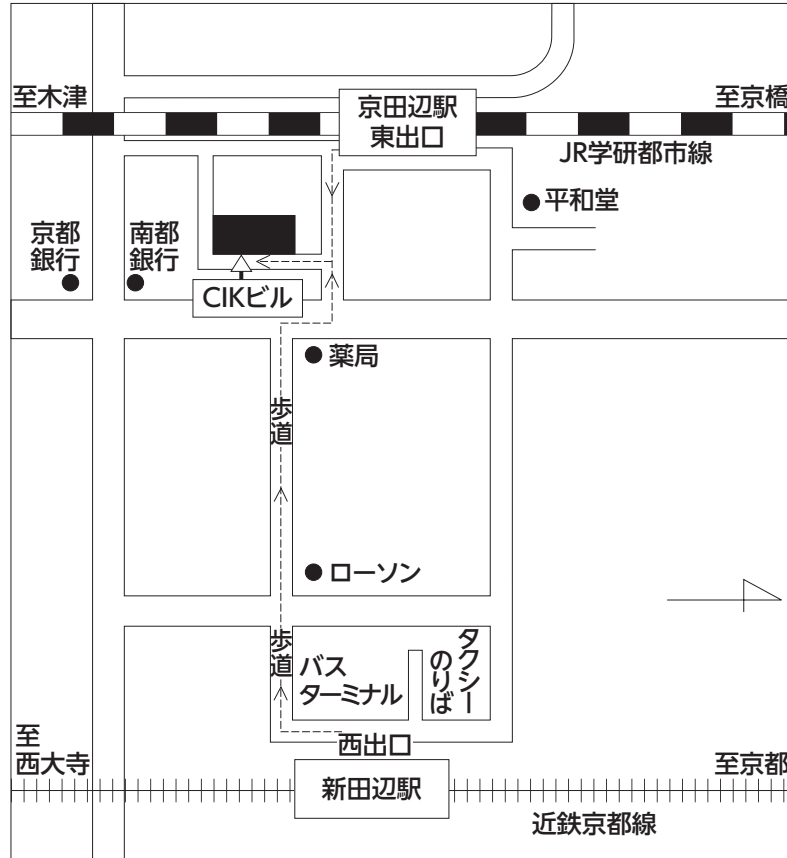
- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 陰地弘和氏及び竹田千穂氏は、社外取締役候補者であります。
3. 竹田千穂氏の戸籍上の氏名は草島千穂ですが、職務上使用している氏名で表記しております。
4. 当社は竹田千穂氏が所属する弁護士法人三宅法律事務所と法律顧問契約を締結しておりますが、特別の利害関係はありません。陰地弘和氏及び竹田千穂氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員として同取引所に届け出ており、本定時株主総会において、両氏が再任された場合は、独立役員の届け出を継続する予定であります。

5. 陰地弘和氏は、公認会計士としての活動を通じた会計の専門知識と事務所経営の経験があり、高度な専門知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において、妥当性及び適正性の見地から、適切な助言及び提言を行ってきた実績を踏まえ、引き続き、高度な専門的視点からの助言と独立した立場から取締役の職務の執行を監査・監督いただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
竹田千穂氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として高度な専門知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において、妥当性及び適正性の見地から、適切な助言及び提言を行ってきた実績を踏まえ、引き続き、高度な専門的視点からの助言と独立した立場から取締役の職務の執行を監査・監督いただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
6. 当社は、渡部敏成氏、陰地弘和氏及び竹田千穂氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。当社は本定時株主総会において、渡部敏成氏、陰地弘和氏及び竹田千穂氏が再任された場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 陰地弘和氏の当社社外取締役及び監査等委員としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
8. 竹田千穂氏の当社社外取締役及び監査等委員としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での契約を継続する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 京都府京田辺市田辺中央4丁目3番地3
京田辺市商工会館C I Kビル 4階 キララホール



(交通機関) 近鉄京都線「新田辺」駅、西出口から徒歩約5分
JR学研都市線「京田辺」駅、東出口から徒歩約1分

本年は株主総会ご出席者へのご来場記念品の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。